

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について

標記については、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」(平成16年10月1日付保医発第1001002号)により取り扱っているところであるが、その一部を下記のとおり改正し、本年10月1日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

1 別添1関係

(1) 第6章2を次のとおり改める。

2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合（定期的・計画的に行う場合を含む。）に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

(2) 第6章6を次のとおり改める。

6 同一の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいい、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。）に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に支給できないこと。ただし、やむを得ない理由があつて、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りでないこと。

2 別添2関係

(1) 第5章2を次のとおり改める。

2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合（定期的・計画的に行う

場合を含む。)に支給できること。治療上真に必要なと認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

(2) 第5章7を次のとおり改める。

- 7 同一の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいい、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。）に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に支給できないこと。ただし、やむを得ない理由があつて、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りでないこと。

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>別添1 はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第1章 通則 (略)</p> <p>第2章 療養費の支給対象 (略)</p> <p>第3章 医師の同意書、診断書の取扱い (略)</p> <p>第4章 初検料 (略)</p> <p>第5章 施術料 (略)</p> <p>第6章 往療料</p> <p>1 (略)</p> <p>2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合<u>(定期的・計画的に行う場合を含む。)</u>に支給できること。<u>治療上真に必要があると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 <u>同一の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいい、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。)</u>に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、<u>別々に</u></p> | <p>別添1 はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第1章 通則 (略)</p> <p>第2章 療養費の支給対象 (略)</p> <p>第3章 医師の同意書、診断書の取扱い (略)</p> <p>第4章 初検料 (略)</p> <p>第5章 施術料 (略)</p> <p>第6章 往療料</p> <p>1 (略)</p> <p>2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合に<u>支給できるものであり、これによらず、定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には、支給できないこと。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 <u>同一家屋内(介護老人福祉施設等の施設を含む。)</u>で複数の患者が施術をうけた場合の往療料は<u>別々に支給できないこと。</u></p> |

支給できないこと。ただし、やむを得ない理由があつて、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りでないこと。

7・8 (略)

第7章 施術録 (略)

第8章 支給事務手続き (略)

7・8 (略)

第7章 施術録 (略)

第8章 支給事務手続き (略)

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>別添2 マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第1章 通則 (略)</p> <p>第2章 療養費の支給対象 (略)</p> <p>第3章 医師の同意書、診断書の取扱い (略)</p> <p>第4章 施術料 (略)</p> <p>第5章 往療料</p> <p>1 (略)</p> <p>2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合<u>(定期的・計画的に行う場合を含む。)</u>に支給できること。<u>治療上真に必要ながあると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 <u>同一の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいい、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。)</u>に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に支給できないこと。<u>ただし、やむを得ない理由があつて、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りでないこと。</u></p> | <p>別添2 マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第1章 通則 (略)</p> <p>第2章 療養費の支給対象 (略)</p> <p>第3章 医師の同意書、診断書の取扱い (略)</p> <p>第4章 施術料 (略)</p> <p>第5章 往療料</p> <p>1 (略)</p> <p>2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合に<u>支給できるものであり、これによらず、定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には、支給できないこと。</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 <u>同一家屋内(介護老人福祉施設等の施設を含む。)</u>で複数の患者が施術を受けた場合の往療料は、別々に支給できないこと。</p> |

8 (略)

第6章 施術録 (略)

第7章 支給事務手続き (略)

8 (略)

第6章 施術録 (略)

第7章 支給事務手続き (略)